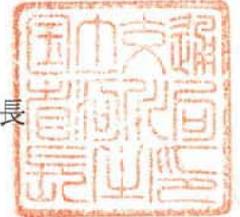


国河環第32号
平成14年7月24日

四国地方整備局長 殿

国土交通省 河川局長



ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について

河川総合開発事業によって設置したダム、堰若しくは湖沼水位調節施設又は遊水地のうち、管理に移行する施設又は管理段階の施設（以下「ダム等」と言う。）においては、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の試行について」（平成8年2月7日付け建河開発第18号）を通知し、フォローアップ制度を試行してきたところである。

一方、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的に「建設省所管公共事業の事後評価基本方針（案）」が平成11年8月13日に出され、これに基づきダム等の事後評価については、フォローアップ制度の手続きが行なわれた場合においては事後評価の手続きとしてこれを位置付けることとしている。

このような状況を踏まえ、ダム等について、一層適切な管理を行なっていくことが重要であることに鑑み、下記によりダム等の管理状況を的確に把握し、事業を巡る社会経済情勢等の変化を踏まえ、その事業の効果や環境への影響等を分析・評価し、必要に応じて改善措置を講じる必要がある。そのため、下記によりダム等の管理に係るフォローアップ制度を本格的に導入することとしたので、遺漏のないようにされたい。

記

一 目的

フォローアップ制度は、ダム等について、別紙「ダム等管理フォローアップ委員会設置・運営要領」に基づき、ダム等管理フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を設け、同委員会の意見を聴いて、管理段階における洪水調節実績、環境への影響等の調査及びその調査結果の分析と評価を一層客観的、科学的に行い、当該ダム等の適切な管理に資するとともに、ダム等の管理の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

二 対象ダム等

フォローアップ制度の対象ダム等は次に掲げるものとする。

- (一) 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）に基づく事業又は直轄河川総合開発事業に係るダム等のうち国土交通省が直轄管理を行っているもの
- (二) 水資源開発公団（以下「公団」という。）が実施する事業（水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第五十五条第二号に規定する施設に係る事業とする。）に係る特定施設

三 事後評価の位置付け

「建設省所管公共事業の事後評価基本方針（案）」（平成11年8月13日）に基づきダム等の事後評価については、フォローアップ制度に基づいた手続きが行なわれることで、事後評価の手続きとしてこれを位置付けるものとする。

四 実施時期

フォローアップ制度は、管理に移行するダム等については、管理に移行する年度の前の年度から、試験湛水を実施するダム等については試験湛水を開始する年度の前の年度から実施することとする。

五 フォローアップ調査

(一) フォローアップ調査の実施

地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長又は公団本社若しくは支社等の長（以下「地方整備局長等」という。）は、別に定める「ダム等の管理に係るフォローアップ調査要領」に基づき、対象ダム等に係る洪水調節の実績、環境への影響等の調査（以下「フォローアップ調査」という。）を実施することとする。

(二) 年次報告書の作成

地方整備局長等は、毎年3月末までに前年度におけるフォローアップ調査の結果及びその分析をとりまとめた年次報告書を作成し、これを本職に提出することとする。

(三) 定期報告書の作成

地方整備局長等は、原則として五年ごとに過去の調査結果の分析・評価を行ない定期報告書としてとりまとめ、これを本職に提出することとする。なお、大規模な洪水や渇水による被害が発生した場合、または地方整備局長等が必要と認める場合にも前段の手続きを行うこととする。

六 委員会

(一) 委員会の設置

地方整備局長等は、学識経験を有する者からなる委員会を設置し、フォローアップ調査の実施及び定期報告書にとりまとめられた調査結果の分析・評価について意見を聴くこととする。

(二) 委員会の意見

地方整備局長等は、委員会の意見を尊重して、その後のフォローアップ調査の実施及び適宜必要な改善対策を行うこととする。

七 モニタリング部会

(一) モニタリング調査

地方整備局長等は、フォローアップ調査の一環として、調査の開始段階において、フォローアップ調査の内容よりも詳細に環境変化などを分析・評価するため、モニタリング調査を実施する。

(二) モニタリング部会の設置

モニタリング調査が実施される期間、委員会に、モニタリング調査計画の作成又は変更及びその調査結果の分析・評価について意見を聴くため、当該ダム等ごとにモニタリング部会（以下「部会」という。）を設置することとする。

(三) 部会の意見

委員会は、その定めるところにより、部会の意見をもって、当該ダム等に係るフォローアップ調査についての委員会の意見とすることができる。

「四国地方ダム等管理フォローアップ委員会」 規 約

(名 称)

第1条 本会は、「四国地方ダム等管理フォローアップ委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(設置者)

第2条 委員会は、四国地方整備局長及び独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社吉野川本部長（以下「四国地方整備局長等」という。）が設置する。

(目 的)

第3条 委員会は、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について」（平成14年7月24日国河環第32号国土交通省河川局長通達）に基づき、四国地方の国土交通省直轄及び水資源機構所管のダム、堰（以下「ダム等」という。）の管理及び試験湛水中のダムについて、管理状況のよりの確な把握ならびに環境への影響等の調査（以下「フォローアップ調査」という。）及び結果の分析と評価を、一層客観的、科学的に行い、当該ダム等の適切な管理に資するとともにダム等の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(委員会)

第4条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）によって構成する。

- 2 委員の任期は5年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。
- 4 委員会には委員長を置くこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。
- 5 委員長は会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 特定のダム等に関するフォローアップ調査について検討を行う必要がある場合には、当該ダム等ごとに部会を設置するとともに、学識経験を有する特別委員を置くことができる。なお、部会による審議を委員会の審議にかえるものとする。
- 8 部会の議事運営は、本条第1項を除き、本規約を適用するものとする。

(モニタリング委員会)

第5条 特定のダム等に関するモニタリング調査について検討を行う必要がある場合には、当該ダムごとにモニタリング委員会を設置するとともに学識経験を有する特別委員を置くことができる。

- 2 モニタリング委員会には、委員長を置くこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。
- 3 委員長はモニタリング委員会の事務を掌理する。
- 4 委員長に事故があるときは、モニタリング委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議 事)

第6条 委員会及びモニタリング委員会は、それぞれの委員長が召集し、委員長が議長をつとめる

- 2 委員会及びモニタリング委員会の会議はそれぞれの委員会に属する委員及び特別委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員会及びモニタリング委員会の議事運営については、それぞれの委員会に属する委員及び特別委員の意見を聞いて定める。
- 4 委員会及びモニタリング委員会は、その議事内容の概要を公表する。

(委員会及びモニタリング委員会の意見)

第7条 委員会は、フォローアップ調査の内容及びその調査結果の分析・評価について、委員の意見を取りまとめ、委員会の意見として述べる。

- 2 モニタリング委員会は、モニタリング調査計画の内容及びモニタリング調査結果の分析・評価について、モニタリング委員会に属する委員及び特別委員の意見を取りまとめ、モニタリング委員会の意見として述べる。
- 3 委員会は、モニタリング委員会の意見をもって、当該ダム等に係わるフォローアップ調査についての委員会の意見とすることができる。

(情報公開)

第8条 四国地方整備局長等は、委員会及びモニタリング委員会の審議に際し、フォローアップ調査の内容及びその調査結果の分析・評価について説明を行い、委員会及びモニタリング委員会からの求めに応じ、必要な資料を提供するとともに、情報公開に努めることとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務を行うため、事務局を四国地方整備局河川部、水資源機構関西・吉野川支社吉野川本部に置く。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(付 則)

この規約は平成 8年 6月28日から施行する。

この規約は平成15年 3月 4日に一部改正する。

この規約は平成16年 3月 5日に一部改正する。

この規約は平成29年12月 1日に一部改正する。

(別 表)

「四国地方ダム等管理フォローアップ委員会」委員名簿

構 成	氏 名	現 職 名
学識経験の ある者 (五十音順)	いし かわ かず お 石 川 和 男	松山東雲女子大学名誉教授
	いの うえ みき お 井 上 幹 生	愛媛大学大学院教授
	い ほら たけ お 井 原 健 雄	香川大学名誉教授
	うじ け いさお 氏 家 勲	愛媛大学大学院教授
	おお もり こう じ 大 森 浩 二	愛媛大学教授
	こう づき やす のり 上 月 康 則	徳島大学大学院教授
	なか やま こう いち 中 山 紘 一	高知昆虫研究会会長
	ふじ わら たく 藤 原 拓	高知大学教授
	まつ い ひろ みつ 松 井 宏 光	松山東雲短期大学名誉教授
もり わき りよう 森 脇 亮	愛媛大学大学院教授	

(第5条に基づくモニタリング委員会の構成)

「横瀬川ダムモニタリング委員会」委員名簿

構 成	氏 名	現 職 名
学識経験の ある者 (五十音順)	いし かわ かず お 石 川 和 男	松山東雲女子大学名誉教授
	いし かわ しん こ※ 石 川 慎 吾	高 知 大 学 教 授
	きの した いずみ※ 木 下 泉	高 知 大 学 教 授
	すぎむら みつとし※ 杉 村 光 俊	(社)トンボと自然を考える会常務理事
	なか やま こう いち 中 山 紘 一	高 知 昆 虫 研 究 会 会 長
	ふじ わら たく 藤 原 拓	高 知 大 学 教 授

※：特別委員を示す。

